

業務改善（ＢＰＲ）支援事業業務委託公募型企画プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は業務改善（ＢＰＲ）支援事業業務において、企画プロポーザル方式により業務委託予定者を選定する際の手続きについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名称

業務改善（ＢＰＲ）支援事業

(2) 業務委託予定者の選定方法

公募型企画プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）方式

(3) 委託業務の内容

別添「業務改善（ＢＰＲ）支援事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 委託業務期間

委託契約締結の日から令和９年３月３１日まで

(5) 見積限度額

３，９６０，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 官公署や民間企業が取り組む類似の業務効率化業務に係る業務を受託した実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者でないこと。

(3) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第４１条第１項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第３３条第１項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者ではないこと。

ア 役員等（提出者は個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している

者をいう。以下同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(5) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体及び宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体でないこと。

(6) 福島県税を滞納している者でないこと。

(7) 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

4 スケジュール

項 目	日 程
企画提案募集公告・応募受付開始	令和8年8月3日（月）
質問受付期限	令和8年8月7日（金）正午まで
質問回答	令和8年8月12日（水）
企画プロポーザル参加表明書	令和8年8月18日（火）17時まで
企画提案書提出期限	令和8年8月26日（水）17時まで
企画プロポーザル審査会	令和8年9月2日（水）
審査結果の通知	令和8年9月2日（水）以降
契約締結	令和8年9月2日（水）以降

5 質問の受付

質問する者は、質問書（第1号様式）を「11 問合せ先、参加表明書及び企画提案書等の提出先」まで提出してください。

なお、本プロポーザルについては、事業説明会は実施しません。

(1) 受付期間

令和8年8月3日（月）から令和8年8月7日（金）正午まで（必着）

(2) 提出方法

電子メールにより提出すること。

電子メールの件名は、「B P R 支援事業：質問書の提出」とし、電話にて送付した旨連絡すること。

なお、電話による質問の受付は行わない。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、福島県地域医療課のホームページに令和 8 年 8 月 1 2 日（水）に掲載する（個別の回答は行わない）。

6 企画プロポーザル参加表明書の提出

本プロポーザルに参加する意思のある者は、次のプロポーザル参加資格確認申請に関する書類を提出し、本プロポーザルに参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、参加表明書の提出がない者の企画提案は受け付けない。

(1) 提出期限

令和 8 年 8 月 1 8 日（火） 1 7 時まで（必着）

(2) 提出方法

下記 1 2 の事務局宛に、電子メールにより提出すること。

電子メールの件名は、「B P R 支援事業：企画プロポーザル参加表明書」とすること。

(3) 提出書類

ア 業務改善（B P R）支援事業業務委託公募型企画プロポーザル参加表明書（第 2 号様式）

イ 会社概要（第 3 号様式）

(4) 企画プロポーザル参加資格確認通知書

提出された「業務改善（B P R）支援事業業務委託公募型企画プロポーザル参加表明書」を確認し、県より、第 4 号様式（企画プロポーザル参加資格確認通知書）を送付する。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和 8 年 8 月 2 6 日（水） 1 7 時まで（必着）

(2) 提出方法

郵送又は持参により事務局まで提出すること。

※提出期限の日までに提案書が到着しないことを理由に提案書を無効とした場合、一般書留又は簡易書留による配達記録を有さない者からの異議は受け付けない。また、特定記録郵便は、受領印の押印又は署名を行わずに、受取人の郵便箱に配達するものであり、配達記録を有さ

ないため注意すること。

※持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く。）の9時から12時、13時から17時とする。

（3）企画提案書等

- ア 業務内容に関する企画提案書（任意様式）
- イ 事業経費積算書（任意様式）
- ウ 企画提案者の概要及び国・県・地方公共団体等から受注した委託事業実績一覧（過去3年程度）（任意様式）
- エ 業務実施体制書（様式任意）
- オ 担当者経歴書（様式任意）
- カ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（第5号様式）及び役員一覧（様式任意）

（4）提出部数

6部（正本1部、副本5部）

（5）企画提案書の内容

企画提案書は仕様書に記載している内容を円滑かつ着実に、また効果的に遂行するために、事業目的や業務内容を踏まえた提案を記載すること。

（6）提案書作成に係る留意事項

- ア 提案書に記載するフォントの大きさは、11ポイント以上とすること。
- イ 提案書は、A4判（横）、カラー片面印刷、左上ホチキス止め、15ページ（表紙を除く）以内で作成すること。必要に応じてA3判印刷も可とするが、その場合A3判1ページでA4判2ページとカウントする。

8 企画提案書等の提出に際しての留意事項

（1）失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、提案書は失格又は無効となる場合がある。

- ア 同一の者が2つ以上の提案書を提出した場合
- イ 提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合（提案書に参加資格等の確認のための書類が添付されていない場合を含む）
- ウ 提出書類に虚偽の内容の記載がされている場合
- エ 事業経費積算書の金額が上記2（5）に記載した見積限度額を超過している場合
- オ 審査の公平性を害し、又は害するおそれのある行為があったと認められる場合
- カ 提案書等の提出から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員）が法令に定める罪に係る曜日により逮捕され、又は起訴された場合
- キ 本実施要領に違反すると認められる場合

ク その他、県があらかじめ指示した事項に違反した場合

(2) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出すること。

(3) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とする。

(4) その他

ア 参加者は、提案書等の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

イ 提案の実現可能性等を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。

ウ 提出された提案書等は、返却しない。

エ 提出された提案書等は、審査及び説明を目的として、その写しを作成し使用することができるものとする。

オ 提出された提案書等は、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となる場合がある。

9 審査に関する事項

(1) 審査方法

県が別に定める「業務改善（BPR）支援事業業務委託公募型企画プロポーザル審査委員会設置要綱」に基づき審査委員会を設置し、審査基準（別記）に基づく審査を行い、基準点以上の者の中から総合点数が最も高い提案者を業務委託予定者として選定する。公募型プロポーザルの選定方式により、各参加者からの企画提案を受け、県はこれを総合的に評価し、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定する。

(2) 審査会

原則として、企画提案書及び提案者からのプレゼンテーション形式により審査を行う。

なお、企画提案書が3者以上から提出された場合には、企画提案書を基に書面審査（一次審査）を実施し、審査会（プレゼンテーション）を実施する3者程度をあらかじめ選考し、書面審査（一次審査）対象者に結果を通知することとする。なお、この場合の書面審査についても審査基準（別記）に基づいて審査を行う。

ア 開催日時（予定）

令和8年9月2日（水）※時間及び場所は別途通知

イ 所要時間

提案者からの説明時間は20分以内とし、10分程度の質疑応答を実施する

ウ プレゼンテーションに係る留意事項

- ① プレゼンテーションの実施順や具体的な開始時間等の詳細については、提案書提出期日後に通知する。
- ② 提案者が審査会場に入室できる人数は3名までとする。
- ③ プレゼンテーションにおいては、提案書の内容及びこれを補完する説明をすることとし、新たな資料の配付は認めない。

エ 審査結果の通知

審査の結果はプロポーザル参加者全員に通知する。

1 0 契約の締結等

(1) 仕様書の協議等

選定した業務委託予定者と福島県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。仕様書の内容は業務委託予定者が提案した内容を基本とするが、提案内容のとおりには反映されない場合がある。

(2) 契約金額の決定

契約金額は確定した仕様書に基づき、改めて見積書を徴取し決定する。
なお、見積金額は2（5）の見積限度額を超えないものとする。

(3) 履行ができなかった場合

企画提案書に基づく履行ができなかった場合、再度の履行が困難又は合理的でないときは、福島県は契約の相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求を行うことができる。

(4) その他

業務委託予定者と県との間で行う協議が整わない場合、又は業務委託予定者が契約を辞退した場合は、審査結果において基準点以上の者で総合点が次点であった提案者と協議する。

1 1 提出書類の入手

提出書類の電子データについては、以下の地域医療課のホームページからダウンロードすること。

URL : <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045c/bpr.html>

1 2 問合せ先、参加表明書及び企画提案書等の提出先

福島県 保健福祉部 地域医療課（担当：鈴木）

住所：〒960－8670 福島市杉妻町2番16号（西庁舎7階）

電話番号：024－521－7221

電子メール：iryou@pref.fukushima.lg.jp

(別記) 審査基準

1 評価項目

	評価項目	評価基準	評価点	評価 係数	得点
1	業務理解	業務目的、現状課題、委託内容を十分理解しているか	1～5	2	評価点 × 2
2	業務実施方針	BPRの考え方、業務の進め方、全体方針が妥当か	1～5	3	評価点 × 3
3	課題の洗い出し 業務分析	業務の現状分析の方法が具体的か	1～5	3	評価点 × 3
4	業務改善提案	適切な書類作成の省力化が提案されているか プロトタイプの施行が提案されているか	1～5	5	評価点 × 5
5	効果検証	具体的な改善効果の検証方法が提案されているか	1～5	2	評価点 × 2
6	実施体制	事業を実施するために十分な体制となっているか	1～5	2	評価点 × 2
7	スケジュール管理	事業が円滑に実施するために、適切な工程管理や進捗管理となっているのか	1～5	2	評価点 × 2
8	見積価格	見積価格は妥当か	1～5	1	評価点 × 1
				合計	100

2 業務委託予定者の決定について

- (1) 審査委員1人当たりの配点上限を100点とし、配点上限に審査員数を乗じた合計点の60%を最低基準点とする。
- (2) 提案者の得点は、各審査委員の評価点数の合計得点とし、最低標準点以上の者のうち、合計得点が最も高いものを業務委託予定者（単独随意契約の予定者）とする。
- (3) 合計得点が最も高い者が複数あるときは、審査委員会において協議した上で、多数決により決定する。
- (4) プロポーザル参加者が1者のみであった場合においても審査を実施し、当該提案者の合計得点が最低基準点以上である場合に限り、業務委託予定者として選定する。